

市民ロビーコンサート運営委員会要綱

1 趣 旨

市民ロビーコンサート運営委員会（以下「委員会」という。）は、札幌市附属機関設置条例第2条第1項の規定に基づく附属機関（同条例別表2の「作品、実演等の選考に係る委員会」に該当）であり、この要綱は委員会の運営について定めるものとする。

2 委員会の目的

この委員会は、市民が気軽に音楽に親しみ、生活のうるおいを高めるために、市庁舎ロビーにおいて演奏会を開催することを目的とする。

3 名 称

市民ロビーコンサート運営委員会

4 業 務

運営委員会は上記の目的のために必要な事項を協議するとともに、事業の運営にあたる。

5 委 員

委員会の委員は、音楽関係者、学識経験者のなかから市長が委嘱する。

- ・ 委員の定数は10名以内とする。
- ・ 委員の任期は委嘱の日から翌年の5月末日までとし、再任を妨げない。

6 委員長及び副委員長

委員会に委員長1名、副委員長若干名をおき、委員の互選によりこれを定める。

- ・ 委員長は、必要に応じて運営委員会を招集し、会務を総理する。
- ・ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 委員会の庶務

委員会の庶務は、文化部文化振興課におく。

附 則

この要綱は、昭和55年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月4日から施行する。